

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	平成8年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	岩舟町	職員数※（H19. 4. 1現在）	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	340（H18）	公営企業債現在高（百万円）	4217
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.618
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	11.7（H19）
		経常収支比率※（％）	90（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	岩舟町公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	岩舟町長 栃木 實
既存計画との関係	岩舟町集中改革プラン（H17～H22）
公表の方法等	広報紙及び議会（全協）への説明
基本方針	平成27年度までの計画に基づき事業を実施しているが現在の岩舟町における財政状況及び人口等の減少を考慮し平成20年度に見直しを進めるとともに整備済地区内の加入促進をより一層図りながら、事業の効率性、維持管理費の抑制に取り組み経営の健全化に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	48	79		127
	補償金免除額	8	20		28
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		17		17
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	32	7		38

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	47,632	79,086		126,718
合 計 (A)		47,632	79,086		126,718
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		47,632	79,086		126,718

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業		17,041		17,041
合 計 (A)			17,041		17,041
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			17,041		17,041

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	30,329	6,359		36,688
合 計 (A)		30,329	6,359		36,688
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		30,329	6,359		36,688

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>平成18年度末現在の供用開始面積は255haであり、普及率は41.4%である。供用開始以来12年目であるが水洗化率は71.3%にとどまっている。整備済面積は全体計画面積の38%であります。こうした中で平成18年度収益的収支総費用2億27百万円うち、54.1%が支払利息や人件費等企業環境の変化に対応することが困難な固定経費で占められている。料金収入の割合は14年度の、21%から比較すると18年度は29.5%まで上昇してきているが残りの部分の殆どは他会計繰入金である。18年度は、実質的な赤字補てんである基準外繰入金で総収益の14%であり31百万円の赤字である。</p> <p>また18年度の資本的収支の建設改良費は、3億74百万円となり、14年度の7割程度に止まっている。一方企業債償還金は1億22百万円となり14年度の1.8倍になっている。資本的収入の18%は基準外繰入金であり、94百万円の赤字となる。18年度決算の収益的収支と資本的収支を合わせ、繰越金等を整理した実質収支は、約30百万円の黒字となっている。しかし事実上の赤字補てんである基準外繰入金を控除すると90百万円の赤字となる。</p>	
経営課題	課 題	水洗化率の向上対策
	<p>17年度の水洗化率は、69.3%（18年度71.3%）であり、14年度以降の5年間で9.4%増加しましたが、県平均の81%を11.7ポイントを下回っている。下水道事業の独立採算制を支える重要な要素であり、投下資本の早期回収及び財政健全化という観点から、水洗化率の向上が重要な課題であります。</p>	
	課 題	事業の見直し
	<p>下水道を取り巻く環境は、厳しい経済情勢下にあって、計画当初とは大きく変化しているため全体計画の再検討を行うとともに、後年後の起債償還による負担を減らすため、効率的・効果的な推進を念頭に置きつつ、可能な限り事業期間の延長や事業を縮小するなど事業の見直しをすることが課題であります。</p>	
	課 題	使用料水準の適正化の検討
<p>現在における使用料の状況は、下水道接続件数が、順調に伸びているので収益そのものは年々改善されていくものと考えます。しかしながら汚水処理に係る経費は使用料で賄うことが理想とされていることからすると現状では賄いきれず、その一部を一般会計からの繰入金で補てんしている状況である。こうしたことから繰入金をできる限り削減し、受益者負担の原則に近づけるため、整備率の現状から加入促進の影響を考慮しつつ今後の汚水処理原価等を見極めながら下水道使用料の適正化を検討していきたい。</p>		
課 題		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	196	210	208	211	227	239	239	234	233	231	
		(1) 営 業 収 益 (B)	42	45	61	63	67	73	76	77	79	81	
		ア 料 金 収 入	42	44	60	63	67	73	75	77	79	81	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
		(2) 営 業 外 収 益	155	165	147	148	160	166	163	157	154	150	
		ア 他 会 計 繰 入 金	136	150	137	142	154	163	160	154	151	148	
	イ そ の 他	19	15	10	6	6	3	3	3	3	2		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	196	210	208	211	227	239	239	234	233	231	
		(1) 営 業 費 用	106	121	112	113	125	136	137	135	135	134	
		ア 職 員 給 与 費	28	27	27	21	21	21	22	22	22	22	
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	78	94	85	92	104	115	115	113	113	112	
		(2) 営 業 外 費 用	90	90	96	98	102	103	102	99	98	97	
ア 支 払 利 息		90	90	96	98	102	103	102	99	98	97		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			0			0	0	0					
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0											
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	612	625	632	595	490	431	504	509	320	335	
		(1) 地 方 債	405	321	284	294	232	199	233	225	76	86	
		(2) 他 会 計 補 助 金	70	105	126	133	124	128	171	189	189	196	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	88	154	181	134	100	80	80	75	35	35	
		(6) 工 事 負 担 金	49	45	41	34	34	24	20	20	20	18	
		(7) そ の 他											
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	613	620	634	579	495	461	504	509	320	335	
		(1) 建 設 改 良 費	544	539	492	457	373	296	286	286	156	166	
		ウ ち 職 員 給 与 費	16	15	16	17	17	17	18	18	18	18	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	69	81	142	122	122	165	218	223	164	169	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-1	5	-2	16	-5	-30	0	0	0	0		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-1	5	-2	16	-5	-30	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	16	16	21	19	35	30	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	16	21	19	35	30	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				5						
実 質 収 支 黒 字 (P)	16	21	19	30	30	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	74.2	72.3	59.4	63.5	65.0	59.2	57.7	51.4	58.7	57.8
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	42	45	61	63	67	73	76	77	79	81
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	3,553	3,793	3,935	4,107	4,217	4,251	4,266	4,268	4,180	4,097
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,553	3,793	3,935	4,107	4,217	4,251	4,266	4,268	4,180	4,097
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	136	150	137	142	154	163	160	154	151	148
うち基準内繰入金	42	32	35	23	123	121	127	135	142	144
うち基準外繰入金	94	118	102	119	31	41	33	19	9	4
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	94	118	102	119	31	41	33	19	9	4
資 本 的 収 支 分	70	105	126	133	124	128	171	189	189	196
うち基準内繰入金	38	44	50	44	36	37	36	34	27	25
うち基準外繰入金	32	61	76	89	88	91	135	155	162	171
うち赤字補てん的なもの	32	61	76	89	88	91	135	155	162	171

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	22.5	20.7	27.4	23.8	35.3	29.9	25.9	27.0	35.0	35.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	74.0	72.2	59.4	63.4	65.0	59.2	52.3	51.2	58.7	57.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	69.4	71.4	65.9	67.3	67.8	68.2	66.9	65.8	64.8	64.1
	うち基準内繰入金	(%)	21.4	15.2	16.9	10.9	54.2	51.0	53.1	57.7	60.9	64.1
	うち基準外繰入金	(%)	48.0	56.2	49.0	56.4	13.6	17.2	13.8	8.1	3.9	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	48.0	56.2	49.0	56.4	13.6	17.2	13.8	8.1	3.9	0.0
	資本的収入分	(%)	11.4	16.8	19.9	22.4	25.3	29.7	33.9	37.1	59.1	58.5
	うち基準内繰入金	(%)	6.2	7.0	7.9	7.4	7.3	8.6	7.1	6.7	8.4	7.5
	うち基準外繰入金	(%)	5.2	9.8	12.0	15.0	18.0	21.1	26.8	30.4	50.7	51.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	5.2	9.8	12.0	15.0	18.0	21.1	26.8	30.4	50.7	51.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の料金体系を基に下水道処理区域人口と水洗化率の推移から想定し試算した
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金については、歳出予算かかる費用を下水道使用料等の収入で賄えない部分について補っているものですが、今後数年間にわたり増加が予想される公債費の負担、特に元金償還金の負担額を算出
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	該当なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	公的資金補償金免除繰上償還については、対象額全額を対象に全額借換で試算した

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日)で示された地方公務員の純減目標値4.6%以上とあるが、当町の集中改革プラン期間内の目標値は、8.75%の減としている。
地方公務員の職員数の純減の状況	平成11年度以降定員適正化計画に基づき、職員の削減に取り組んできている。平成12年度総職員数196人から平成17年度では総職員数184人となり、5ヵ年で6.1%の削減を実施した。平成17年度以降は、第2次定員適正化計画(H17~H27)に基づき定員管理を進めている。本集中改革プランの期間内の目標は平成23年4月で、総職員数168人(8.7%)としている。
給与のあり方	人件費の削減対策について、平成16年度の特別昇給の廃止や諸手当の総見直しの結果、平成17年度当初より特別職給与削減15%~10%、議員報酬10%削減職員給与5%~1%削減、管理職手当12%を8%に削減、期末手当0.1月削減、時間外手当の支給額の抑制などを実施。人事院勧告制度を尊重し、国家公務員の給与水準に準拠した新しい給与体系を構築し、適切な運営を図り、定員管理の状況並びに給与等の状況については今まで同様広報誌やホームページを通して公表する。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成17年度の人事院勧告内容を尊重し国家公務員の給与水準に準拠した新しい給与体系を構築し、適切な運営を図る。平成18年度に8級制から6級制(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)に変更。地域手当なし。また、従来の係制を廃止し担当制を導入し、職員の士気高揚を図り実務遂行能力の高い組織を目指している。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	配置なし
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度廃止。岩舟町職員の初任給、昇格及び昇給の基準に関する規則の一部を改正する規則、岩舟町職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をそれぞれ整備する。
福利厚生事業のあり方	平成18年度からリフレッシュ休暇の廃止等健全化に取り組む。平成19年度は、職員旅行の経費を縮小し旅行期間は年次休暇としている。夏季休暇付与日数を、平成19年度は3日とした。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費に係る費用の大部分を県に負担しているので、計画段階で県に対し適切な施策の実施を要望していく。工事コストの縮減等により経費の節減につとめている
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	下水道管渠・マンホールポンプ施設の緊急対応や点検については、引き続き民間委託を推進する。

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題 平成18年度末の水洗化率は、71.3%で、平成14年度以降の5年間で9.4%増加しました。適正な料金水準への引き上げについては水洗化率の増加が必要であります。今後も水洗化率の向上を図るための活動として、事業説明会、供用開始前の地元説明会時に下水道の必要性を住民に理解してもらうためのPRを行うとともに、未水洗化世帯への個別訪問の実施をするなど、積極的な加入促進活動を展開し使用料の増収を図りながら適正な料金水準への引き上げに取り組んでいきたい。なお19年度における水洗化1.6%上昇に対しての内訳は水洗化活動分が1.07、一般分が0.53となり4百万円が改善額となります。以下20年度は2.2%に対し活動分1.1、一般分1.1となり12百万円が改善額。21年度は1.8%に対し活動分0.9、一般分0.9となり改善額は1百万円。22年度については、1.7%に対し活動分0.9、一般分0.8となり改善額は1百万円。23年度は1.5%に対し活動分が0.8、一般分が0.7となり1百万円が改善額となります。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>議会報告や広報紙による住民周知に加え、町のホームページを活用し内容を掲載する</p> <p>適切な指標を設定するには、ある程度の期間が必要で事務事業の再編整理においては必要なプロセスと考える。予算編成時に主要施策の説明の中で活動指標、目標を掲げ、決算時に事業別決算説明のなかで、事業の評価、今後の目標、担当課の考え方等を記載させ、参考としている。</p>
<p>5 その他</p>	<p>課題 現在の岩舟町における財政状況及び人口の減少を考慮し、事業の縮小など見直しを進め、後年次における起債償還による負担を減らすなど財政負担の軽減を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	接続率を上げることにより、使用料の増収を図る。整備事業費を抑制することにより公債費の増加を抑える
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2 年度別目標等  
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	5477	6071	6803	7248	7778		8158	8458	8708	8908	9108		
	A 増減	840	594	732	445	530	3141	380	300	250	200	200	1320	
	水洗便所設置済人口(人)	3372	3902	4556	5021	5549		5949	6349	6699	6999	7299		
	B 増減	618	530	654	465	528	2795	400	400	350	300	300	1750	
	水洗化率(%)	61.9	64.3	67.0	69.3	71.3		72.9	75.1	76.9	78.6	80.1		
	C 増減	2.1	2.4	2.7	2.3	2	11.5	1.6	2.2	1.8	1.7	1.5	8.8	
	有収水量(m <sup>3</sup> )	297528	344822	405462	447624	480533		525000	539000	556000	570000	583000		
	D 増減	32571	47294	60640	42162	32909	215576	44467	14000	17000	14000	13000	102467	
	② 使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	139.4	128.8	149.1	140	139.1		139.0	139.1	138.9	138.9	139.0		
	E 増減	0	-10.6	20.3	-9.1	-0.9	-0.3	-0.1	0.1	-0.1	0.1	0.1	0	
③ ④ ⑤ ⑥	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
③ 取納率(%)	95.8	95.1	96.2	96.1	95.5		95.6	95.7	95.8	95.9	96.0			
G 増減	-1.5	-0.7	1.1	0.1	-0.6	-1.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5		
④ その他( )														
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	8354	9028	12134	12593	13416		14600	15000	15400	15800	16200		
	増減	908	674	3106	459	823	5970	1184	400	400	400	400	2784	
	職員数(人)	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	264680	290956	305365	329545	348410		401000	453000	455000	395000	399000		
	I 増減	-10154	26276	14409	24180	18865	73576	52590	52000	2000	-60000	4000	50590	
	⑤ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	48	48	45	45	45		49	54	52	44	44		
	J 増減	12	0	-3	0	0	9	4	5	-2	-8	0	-1	
	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	620	622	544	587	394		464	536	513	396	389		
	K 増減	-120	2	-78	43	-193	-346	70	72	-23	-117	-7	-5	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	357	350	277	252	261		259	256	243	237	230			
L 増減	165	-7	-73	-25	9	69	-2	-3	-13	-6	-7	-31		
⑥ その他( )														
M 増減														
⑥ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	22.4	20.7	27.4	23.9	35.3		30.0	26.0	27.1	35.1	35.7			
増減	3.6	-1.7	6.7	-3.5	11.4		-5.3	-4	1.1	8	0.6			
⑥ 累積欠損金比率(%)														
増減														
⑥ 企業債現在高(百万円)	3553	3793	3935	4107	4217		4251	4266	4268	4180	4097			
増減	337	240	142	172	110		34	15	2	-88	-83			
収入の確保	使用料収入(百万円)	42	44	60	63	67		73	75	77	79	81		
	改善額	3	4	15	17	20	59	4	5	6	7	8	30	
	①有収水量の増加	3	4	15	17	20	59	4	5	6	7	8	30	
	②使用料の適正化													
	③取納率の向上													
④その他( )														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	265	291	305	330	348		401	453	455	395	399		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	44	42	42	37	38		38	40	40	40	40		
	改善額	1	3	3	8	7	22							
	⑤職員給与と費の適正化 (職員構成の変化)	1	3	3	8	7	22							
	維持管理費(上記以外)の適正化 ( )													
	うち職員給与と費中の退職手当	0	0	0	0	0								
⑥その他( )														
改善額														
計画前5年間改善額 合計							81	改善額 合計					30	
○計画前年度において使用料単価150円/m <sup>3</sup> (20m <sup>3</sup> 当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m <sup>3</sup> 未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。													(参考) 補償金免除額	28
○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)														
○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)														

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

・下水道事業は、汚水処理に係る経費は使用料で賄うことが理想とされていますが、そうすると急激な負担を求めることになり、後年後の利用者から徴収すべき先行投資部分までも当初の利用者が負担することなどが考えられます。そこで、水洗化率の向上を図り、有収水量の増加等による使用料収入を確保し、維持管理費に係る経費の回収に努めていきたい。なお、総務省は現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは、使用料単価を150円/m<sup>3</sup>(家庭用使用料単価3,000円/20m<sup>3</sup>・月)に引き上げること。となっておりますのでこれを適正化の考えかたとした。

○ 民間委託の取組状況

・下水道管渠・マンホールポンプ施設の緊急対応や点検については委託

○ その他に記載された項目に関する取組等